下線部変更(2025年7月14日)

現行	改正後
(省 略)	(現行どおり)

第1条(約諾)

(省 略)

- ・確認書(トライオートCFD)
- ・確認書 (トライオートETF)
- (1) お客様は、諸<u>届出</u>事項について、自らの意思で通知することを承諾するものとします。
- (2) お客様は、前号の諸届出事項に変更があった場合、当社に対し直ちに通知するものとします。
- (3) 本取引のお申込み者がお客様本人であることを 証するため、お客様は、当社に本人確認書類等を ご提出いただくものとします。また、外国籍のお 客様は、在留<u>期限</u>および<u>在留資格等</u>が確認できる 書類もあわせてご提出いただくものとします。本 人確認書類等について詳しくは当社ホームペー ジをご確認ください。
- 2. 当社は、お客様の<u>諸届出</u>事項および第1項第3号の書類により、お客様が第2条に定める口座開設基準およびその他の口座開設に必要な事項について審査を行います。お客様は、当該審査に合格し、当社がお客様による本取引のお申込みを承諾した場合、本取引に係る口座(以下「本口座」といいます。)を開設するものとします。なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。

(省 略)

第3条(法令等の遵守)

お客様がおよび当社は、本取引にあたり本約款の他 「金融商品取引法」その他の法令諸規則を遵守するも のとします。

(省略)

第6条(証拠金等)

第1条(約諾)

(現行どおり)

- ・確認書 (トライオートETF)
- ・確認書(トライオートCFD)
- (1) お客様は、諸<u>登録</u>事項について、自らの意思で通知することを承諾するものとします。

(削 除)

- (2) 本取引のお申込み者がお客様本人であることを 証するため、お客様には、当社に本人確認書類等 を提出いただくものとします。氏名もしくは名称 および住所もしくは所在地は、本人確認書類に記 載されたものと同一のものを使用するものとし、 本人確認書類に通称が本名と併記されている場 合には、原則本名を登録いただくものとします。 また、外国籍のお客様は、在留資格、在留期限お よび国籍が確認できる書類もあわせてご提出い ただくものとします。本人確認書類等について詳 しくは当社ホームページをご確認ください。
- 2. 当社は、お客様の登録事項および第1項第3号の書類により、お客様が第2条に定める口座開設基準およびその他の口座開設に必要な事項について審査を行います。お客様は、当該審査に合格し、当社がお客様による本取引のお申込みを承諾した場合、本取引に係る口座(以下「本口座」といいます。)を開設するものとします。なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。

(現行どおり)

第3条(法令等の遵守)

お客様がおよび当社は、本取引にあたり本約款の他、金融商品取引法その他の<u>関連する</u>法令、日本証券業協会の諸規則等(以下「法令・諸規則等」といいます。)を遵守するものとします。

(現行どおり)

第6条(証拠金等)

現 行

(省略)

2. お客様が当社に対し預託している証拠金が預託 すべき証拠金を超過する場合、お客様は当該超過額 (以下「出金可能額」といいます。)の範囲内の金額 の返還を当社に請求することができます。出金可能 額の計算については説明書に定めるものとします。

(省略)

第17条 (期限の利益の喪失)

(省 略)

(6) 住所変更の届出を怠る等のお客様の責めに帰すべき事由によって、当社に対しお客様の所在が不明となった場合

(省 略)

第23条(登録事項の変更)

お客様<u>が当社にご登録になった氏名もしくは名称、</u><u>印章もしくは署名鑑、住所もしくは事務所の所在地、</u> <u>メールアドレスならびにその他の</u>事項に変更があったときは、<u>お客様は、</u>遅滞なく、当社の定める方法で、 その旨を当社に届出るものとします。

(新 設)

2. 本取引を開設したお客様が、第2条の口座開設基準を満たさなくなった場合には、<u>直ちに</u>当社に対して届出るものとします。

(省略)

第26条 (解約)

(省 略)

2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、 第15条の規定に違反した場合または第17条第1項 および第2項各号に定める事由のいずれかに該当 改正後

(現行どおり)

2. お客様が当社に対し預託している証拠金が預託 すべき証拠金を超過する場合、お客様は当該超過額 (以下「出金可能額」といいます。)の範囲内の金額 の返還を当社に請求することができます。出金可能 額の計算については説明書に定めるものとします。 なお、お客様からのご出金依頼について、当社はお 客様よりあらかじめ登録いただいているご本人名 義の金融機関の口座へのみ振込むものとします。

(現行どおり)

第17条 (期限の利益の喪失)

(現行どおり)

(6) <u>お客様が当社に登録した氏名もしくは名称、</u>住所 もしくは所在地、電話番号およびメールアドレス について変更の届出を怠る等のお客様の責めに帰 すべき事由によって、当社に対しお客様の所在が 不明となり、または連絡がとれなくなった場合

(現行どおり)

第23条(登録事項の変更)

お客様は、<u>登録</u>事項に変更があったときは、遅滞なく、当社の定める方法で、<u>変更事項</u>を当社に届出るものとします。<u>お客様が変更手続きを怠ったことにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わない</u>ものとします。

- 2. 外国籍のお客様は、提出いただいている在留資格、在留期限および国籍等が確認できる書類について、在留資格の変更および在留期限の延長等により更新した際は、変更および更新した月内に提出いただくものとします。
- 3. 本取引を開設したお客様が、第2条の口座開設基準を満たさなくなった場合には、<u>遅滞なく</u>当社に対して届出るものとします。

(現行どおり)

第26条 (解約)

(現行どおり)

2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、 第15条の規定に違反した場合または第17条第1項 および第2項各号に定める事由のいずれかに該当

現 行

した場合、第23条第<u>2</u>項または第24条第1項の規定に該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとします。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。

(1) お客様が法令等、説明書または本約款のいずれかに違反したとき

(省略)

(4) 当社がお客様の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、これに応じないとき

(省 略)

(9) 当社が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると当社が判断した場合またはお客様が本取引を利用することが不適当であると当社が判断したとき

不適<u>当</u>な取引とは、第28条第4項に掲げる取引を いいます。

(省略)

5. 第2項および第4項の場合において、本口座に残 高があるときは、当社は解約日前の任意の日にその 残高をお客様の出金先金融機関に出金するものと します。

第27条(免責事項)

(省 略)

(11) お客様が当社に<u>届出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスまたはその他の</u>事項に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠ったことにより生じる損害

(省略)

第28条 (取引の制限・禁止行為)

(省略)

3. お客様は、Myページのお客様情報を最新に保つこととします。お客様情報画面の必要記載事項が入力

改正後

した場合、第23条第<u>3</u>項または第24条第1項の規定に該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとします。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします

(1) お客様が法令<u>・諸規則</u>等、説明書または本約款の いずれかに違反したとき

(現行どおり)

(4) 当社がお客様<u>に</u>本人確認<u>およびご登録事項につい</u> ての確認に応じるよう期間を定めて求めたにもか かわらず、これに応じないとき

(現行どおり)

(9) 当社が提供する価格等の取得方法および利用が不 適切であると当社が判断した場合またはお客様が 本取引を利用することが不適当であると当社が判 断したとき

不適<u>切</u>な取引とは、第28条第4項に掲げる取引をいいます。

(現行どおり)

5. 第2項および第4項の場合において、本口座に残 高があるときは、当社は解約日前の任意の日にその 残高を登録されたお客様の出金先金融機関口座に 出金するものとします。

第27条 (免責事項)

(現行どおり)

(11) お客様が当社に<u>登録し</u>た事項に変更があったにも かかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠った ことにより生じる損害

(現行どおり)

第28条 (取引の制限・禁止行為)

(現行どおり)

3. お客様は、Myページのお客様情報を最新に保つこととします。お客様情報画面の登録事項に不備があ

現行	改正後
されていない場合、また、最新の情報に更新されていないと当社が判断した場合、当社はお客様の取引を制限できるものとします。	<u>る</u> 場合、また、最新の情報に更新されていないと当 社が判断した場合、当社はお客様の取引を制限でき るものとします。

7. 当社は、年1回、満年齢が75歳以上のお客様に本 取引継続のご意思について確認を求めます。当社が 定める期限内にご回答をいただけない場合、お客様 の取引を制限し、本<u>規定</u>に基づく必要な措置を講じ ることができるものとします。

(省 略)

(以下、省略)

以上

2025年<u>3</u>月2<u>8</u>日作成 2025年<u>3</u>月<u>31</u>日交付

(現行どおり)

7. 当社は、年1回、満年齢が75歳以上のお客様に本 取引継続のご意思について確認を求めます。当社が 定める期限内にご回答をいただけない場合、お客様 の取引を制限し、本<u>約款</u>に基づく必要な措置を講じ ることができるものとします。

(以下、現行どおり)

以上

2025年<u>7</u>月<u>9</u>日作成 2025年<u>7</u>月<u>14</u>日交付